



よつば会だより

2024年3月号

発行:NPO法人

尾道こころネットよつば会事務局

尾道市 栗原東 2丁目 17-86

TEL・FAX 0848-37-6600

3月を迎えました。我が家の庭では紅梅は盛りを過ぎましたが、白梅が見ごろです。金柑が小粒ながら鈴生りに実をつけ、彼岸桜がつぼみを膨らませています。クリスマスローズや水仙も開花しています。これから暖かさが増し、畑仕事に精を出す時期を迎えるのですが、以前は楽しみだった畑仕事も最近は苦痛になってきました。年は取りたくないものです。これも老化現象の一つでしょう。



～最も気になりながら手つかずの成年後見制度について～ 牧講師を迎え講演会を行いました



2月18日の家族教室は、社会福祉士の牧洋至さんをお迎えしての「成年後見制度について」の講演会でした。参加者は当事者3名を含む12名でした。成年後見制度の説明は、どうしても内容が多岐にわたり、かなりの時間が必要だと予想されたことで、いつもの家族教室で行っていた近況報告は省略して、早速講演に入ってもらいました。牧さんが成年後見制度について話されたのは1時間余りで、残り時間は質問に応じてもらいました。

話は「成年後見制度とは」から始まります。この制度は、認知症や精神障害などで判断能力が十分でない人を弁護士や司法書士、福祉関係者、親族らが後見人になって支援する制度です。この制度の基本理念は、現有能力の活用(本人ができることは本人が行なう)、自己決定の尊重(できる限り本人の意思を尊重する)、本人の利益保護などで、これらの理念の調和を目指しています。この制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2種類の制度があります。法定後見制度は、すでに判断する能力が不十分な人が対象です。家庭裁判所から選任された支援者が、本人に不利益をもたらさないように支援していく制度です。任意後見制度は判断する能力のある人が対象です。その人が将来判断する能力が低下した時に、誰に何を任せかを決めておく制度です。

このあたりのことは、成年後見制度についての法務省の作成したパンフレットを見れば必ず書いてあることで、ここでは簡単にしておきます。パンフレットは「サロンよつば」に置いてあります

私に関心を持ったのは、牧さんが用意してくださったレジュメに「成年後見制度は途中でやめられる？」という問いかけがありました。そして「いちど成年後見制度を利用すると、途中でやめることはできません。途中でやめると、あなたがしたい生活を守ってくれる人がいなくなってしまうからです。利用したいと思った時には、『成年後見制度は途中でやめられない』ということをよく考えて利用することが重要」という文章が続いていました。このことは2月14日の新聞に一齐に報じられていた「成年後見制度見直しへ」の記事につながります。新聞報道が2月14日で、講演会が18日です。牧さんが急遽レジュメに入れてくださったのかとったりしています。その他お伝えしたいことがまだまだあるのですが、来月号に回します。



～4年ぶりに「尾道ふれあいの里」へ入浴と食事～ 当事者との交流会を行います



毎月第2日曜日に行っている当事者との交流会(食事会)を、今月は御調の「尾道ふれあいの里」で入浴と食事とおしゃべりを楽しむ会として下記の要領で行います。よつば会会員の方にも、すべてを忘れてのんびりとしたひと時を味わっていただけるのではないかと思います。皆さんの多数の参加をお待ちしています。

記

- | | | | |
|--------|------------------|---------|---------------|
| ○ 日 時 | 令和6年3月23日(土) | ○ 行 先 | 尾道ふれあいの里 |
| ○ 集合場所 | 瑠璃の屋形駐車場 | 9時30分集合 | (帰着は15時ごろの予定) |
| ○ 参加費 | 家族 500円 当事者 300円 | | (当日徴収します) |

* 瑠璃の屋形からは車に分乗して出かけます。配車計画のため、参加希望の方は3月13日までによつば会事務局(☎37-6600)までご連絡ください。



～ 発足以来、さまざまな思いが頭をよぎる16年～ よつば会をふり返る



「特定非営利活動法人 尾道こころネットよつば会(通称よつば会)」が発足したのは平成21年でした。16年前のことです。それまでは社会福祉法人尾道のぞみ会の家族会「尾道市精神障害者福祉会」の会員として、のぞみ会の職員の支援を受けながら家族会活動を行っていました。また、のぞみ会の交流室で西川浩司さんの「家族の SST」に参加して、多くの学びを得ていました。そこに、今は亡き高垣等のぞみ会理事長から、特定非営利活動法人を立ち上げて共同生活援助事業(グループホームの運営)をやったらという助言をいただき、設立に取り組むことになりました。思い返してみれば、16年前は家族会の会員もまだ若く、新たに事業を立ち上げることに意欲的で、例えば、新しい法人の名前を何にするかを、当時の会員10名余りが集まって議論を交わし、尾道は入れよう、心のつながりを打ち出す言葉が欲しい、いや、よつば会がいいと活発な意見が出されて、いっそ全部を入れたらということになって誕生したのが「尾道こころネットよつば会」というやや長いけれども思いのこもった名称となりました。

発足から2年後の平成23年4月から、私が理事長の役に付きました。理事長就任と同時によつば会だよりの原稿を書き始めました。月に1回 A4 用紙裏表のささやかな便りですが、会費をいただいている会員の方に、何か少しでもお役に立つ記事をとと思いながら続けてきました。その原稿を見て青山さんがレイアウトを担当しようと申し出てくれました。毎回色刷りのイラストを取り入れて、温かさを演出してくれています。よつば会だよりは、この3月で156号になりました。こんなことを思い浮かべながら、よつば会だよりを綴じたファイルを開いて見ました。何気なく見ていきましたが、様々な思いが呼び覚まされます。そのいくつかを書いていきます。

昼食会 当事者の交流の場を作ろうという Tさんの提案で始めたのが昼食会です。平成24年6月号のよつば会だよりに「5月20日に当事者を招いて昼食会を行った」と書いていました。月に1回第2日曜日に開催してきて、多い時には20人もの参加者がありました。コロナ禍で中断された時もありましたが、令和5年から再開しました。昼食は上角さんが作ってくれるのですが、「おいしい」という声が毎回上がっています。

よつば会家族教室 平成25年7月号のよつば会だよりに「よつば会家族教室」を行うという案内記事がありました。記事には「尾道にも外部とのつながりを持っていない精神障害者の家族の方がいるのではないかと考えています。そのような方が一人でも多く家族教室に参加され、よつば会につながりを持ってもらえることを願っています」と書いています。尾道市の広報に家族教室開催の案内を掲載してもらい、それを見て家族教室に参加し、よつば会の会員になっていただいた方もおられます。コロナ禍で中断のような状況になりましたが、現在も続けています。

西川さんの転勤 平成26年5月号に、西川さんが因島の「相談支援センター・ヴィータ」勤務になったという記事を書きました。西川さんの転勤で、それまでよつば会会員に対して、月に1回行ってもらっていた「家族の SST」が続けられなくなりました。「家族の SST」は、西川さんの話が私たち家族にとってとても参考になるもので、参加がいつも楽しみでした。それが中止になって何か物足りない思いでいるうちに、西川さんを見習って「家族の SST」をやってみようという声がよつば会の中から出され、谷口が司会役で8月30日に始めました。「家族の SST」と「家族教室」を交互に、それでも5年ぐらいはやってきたと思うのですが、しよせんは素人の集まり、一向に SSTらしい会にならず、中止することになってしまいました。(理事長 谷口憲秋)

2月の活動報告

- 11日 当事者との交流会 (サロンよつば)
- 18日 成年後見制度講演会 (市民センター)

3月の活動予定

- 23日(土) 当事者との交流会 (尾道ふれあいの里)
- 24日(日) よつば会家族教室 (市民センターむかいしま)

